

車両の通行の制限について

昭和 53 年 12 月 1 日付け建設省道交発第 96 号

各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、関係公団総裁、理事長あて道路局長通達

[別添 2]

道路法第 47 条の 3 に係る行政処分等の基準について

第 1 趣旨

道路法（以下「法」という。）第 47 条第 2 項の規定に違反し、又は同条第 1 項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第 3 条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第 47 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者等に対する道路管理者による取締り及び行政処分等については、この基準の定めるところによる。

第 2 取締基地における取締りの実施

1 取締基地における取締り

- (1) 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的にとり締りを実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期するものとする。
- (3) 取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもつて充てるものとする。
- (4) 取締りに当たっては、別記様式第 1 の特殊車両取締調書を作成するものとする。
- (5) 取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (ア) 取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。
 - (イ) 取締りに従事する職員のうち、法第 71 条第 5 項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第 7 項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員 国土交通省」等を表示した腕章を着用すること。

2 特殊車両を違法に通行させている者に対する措置

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第 2 により、措置命令を行うものとする。

- (1) 法第 47 条第 2 項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。
 - (ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

- (イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。
- (2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。
- (3) 道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記(1)又は(2)の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、別記様式第3により、措置命令に代えて、警告を行うものとする。
- (4) 道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者による総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等を行う場合は、特殊車両を違法に通行させた者の責任と負担において、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。
- (5) 道路管理者は、前記(1)又は(2)の措置を命じた場合、当該特殊車両を使用する者に対し、別記様式第3の2により、再発防止のための警告を行うものとする。

第3 自動計測装置による計測

1 自動計測装置による計測

道路管理者は、第2の1によるほか、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置(以下「自動計測装置」という。)を設置し、特殊車両の違法通行の実態を連続的に把握するものとする。なお、自動計測装置の運用にあたっては、適切にその維持管理を行うものとする。

2 自動計測装置の計測結果に基づく警告

道路管理者は、自動計測装置の計測結果に基づき、使用している特殊車両が、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して、通行していることを確認された者に対し、別記様式第3の3により、警告を行うものとする。

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導

道路管理者は、繰り返し特殊車両を違法に通行させた者(法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあつては当該法人又は人)又は第3の2により警告を受けた者に対しては、国道事務所等に呼び出して対面では是正指導書を手交するなどし、再び違反行為がなされないよう、是正を求めるものとする。

2 行政指導内容の公表

道路管理者は、前記1による是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、再び前記1による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

3 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、

あらかじめ聴聞を行つたうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。また、許可の取消しを行つた道路管理者は、許可の取消しを受けた者の名称及び取り消した許可の内容等を公表するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

- (1) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- (2) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。
- (3) 常習的に、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

4 告発

道路管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6((2)に該当する場合においては、別記様式第6の2)により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

- (1) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- (2) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。
- (3) 常習的に、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

第5 取締結果の報告

- 1 道路管理者は、措置命令件数、是正指導件数、公表件数、許可の取消し件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第10に基づき、同要領別記様式9の4により国土交通省道路局(道路交通管理課)あて報告するものとする。
- 2 道路管理者は、許可の取消しを行つた場合においては、すみやかに当該許可取消し通知書その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第6の3により、国土交通省道路局(道路交通管理課)あて報告するものとする。
- 3 道路管理者は、告発を行つた場合においては、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第7により、国土交通省道路局(道路交通管理課)あて報告するものとする。

特殊車両取締調書

日時	年	月	日	時	分	場所		
運 転 者								
車両使用者								
車 種 分 類					車両番号			
許可証の有無			許可証番号		許可日		許可証有効期間	
有 (携帯、不携帯) 無			号		年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
車 両 諸 元		総 重 量	長 さ	幅	高 さ	最大軸重	隣接軸重	
	許可	kg	cm	cm	cm	kg	kg	
	実際	kg	cm	cm	cm	kg	kg	
積 載 物	許可	実際		通行経路		順守 違反		
通 行 時 間	順守 違反			誘導車	順守 違反			
処分の実施	警告書を発行 措置命令書を発行 (内容)							
記 事								
担 当 職 員	責任者			測定係			記録係	

(備考)

- 「運転者」の欄は、運転者の住所、氏名、連絡先等を記載すること。
また、「車両使用者」の欄は、車両使用者の会社名、住所等を記載すること。
- 「車種分類」の欄は、単車、建設機械、セミトレーラ、ポールトレーラ、フルトレーラ、その他の別を記載するとともに、セミトレーラ及びフルトレーラについては、バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用（国際海上コンテナ用を除く。）、自動車の運搬用、国際海上コンテナ用、重量物の運搬用の別を（ ）書きで記載すること。
- 隣接軸重については、最小隣接軸距に係る隣接軸重を記載すること。

措 置 命 令 書

年 月 日

住 所
氏 名

殿

〔 所属会社 所在地
名称
代表者 〕〔 道路管理者
道路監理員 所属
氏名 印 〕

貴殿が通行させている車両（番号① 車両型式 積載貨物 ）は、
下記のとおり道路法の規定に違反しているので、道路法②第 条第 項の規定に基
づき③ を講じ、履行後、③ の履行を証明する写真等の提出を命令する。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本措置命令
書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に④ に、審査請求又は異議申立てする
ことができる（なお、本書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日か
ら1年を経過すると審査請求又は異議申立てすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の
定めるところにより、本書を受け取った日（当該処分につき、審査請求又は異議申立てした場合に
おいては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以
内に、⑤ を被告として（訴訟において⑤ を代表とする者は⑥ とな
る。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取った日又は裁決若しくは
決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決若しくは決定
の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分
2 違反場所
3 違反内容
4 違反条項
5 その他

(備考)

- ①には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- ②には、措置命令の根拠条文を記載すること。
- ③には、措置命令の内容を記載すること。
- ④には、審査請求（異議申立て）をすることができる行政庁の名称を記載すること。
- ⑤には、処分の取消しの訴えを提起することができる被告の名称を記載すること。
- ⑥には、処分の取消しの訴えを提起した被告の代表する者を記載すること。

警 告 書

年 月 日

住 所
氏 名

殿

〔所属会社 所在地
法人名
代表者〕

道路管理者 印
〔道路監理員 所属 氏名 印〕

(注)

貴殿が通行させている車両(番号 車両型式 積載貨物)は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、今後は再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分
- 2 違反場所
- 3 違反内容
- 4 違反条項
- 5 その他

(備考)

(注) には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。

警 告 書

年 月 日

住 所
法人名
氏 名

殿

道路管理者

印

貴殿が使用し、通行させている車両は、道路法の規定に違反していたため、当該車両を通行させていた貴社の従業員_____に対し別添措置命令書の写しのとおり命令したところである。今後は違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう厳重に警告する。

(備考)

別記様式第2の措置命令書の写しを添付すること。

警 告 書

第 年 月 号 日

① _____ 殿

道路管理者

印

貴殿が使用し、通行させている車両（番号 _____ 外 _____ 台）は、車両重量自動計測装置による計測の結果、下記のとおり道路法の規定に違反していることが確認されたので、今後は違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう厳重に警告する。

記

1 違反日時、違反車両及び違反場所

別添一覧のとおり

2 違反内容

3 違反条項

4 その他

(備考)

- ①には、自動車検査証との照合によって得られた車両の使用者及び住所を記載すること。
- 違反ごとに違反日時、違反車両の車両番号、違反場所、車両重量自動計測装置による計測結果等を記載した、違反事実の一覧を添付すること。

特殊車両通行許可取消し通知書

第 年 月 日 号

殿

道路管理者

印

年 月 日付け第 号をもって貴殿に対して行つた特殊車両通行許可は、下記の理由により取り消す。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に①_____に、審査請求又は異議申立てをすることができる（なお、本書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求又は異議申立てをすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本書を受け取つた日（当該処分につき、審査請求又は異議申立てした場合においては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、②_____を被告として（訴訟において②_____を代表とする者は③_____となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取つた日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決若しくは決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

記

- 1 許可を取消した理由
- 2 その他

(備考)

- 1 ①には、審査請求（異議申立て）をすることができる行政庁の名称を記載すること。
- 2 ②には、処分の取消しの訴えを提起することができる被告の名称を記載すること。
- 3 ③には、処分の取消しの訴えを提起した被告の代表する者を記載すること。

	第 年	月	号 日
道路管理者 ① _____ 殿			
			道路管理者 ② _____ 印
特殊車両通行許可違反事実について（通知）			
年 月 日付け第 _____ 号をもって貴殿が通行許可した車両（番号③ _____ 車両 型式 _____ 許可を受けた者の住所氏名）は、年 月 日 時 分頃 県 市 町 地 先④ _____ 線において⑤ _____ し、許可の取消しを行うべき事案と思料されるため、通知する。			
添付書類	1		
⑥	2		
	3		

(備考)

- 1 ①には、通行の許可を行った道路管理者名を記載すること。
- 2 ②には、違反事実を通知する道路管理者名を記載すること。
- 3 ③には、番号標に記載されている番号、車両型式並びに許可証に記載されている申請者の住所及び氏名を記載すること。
- 4 ④には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 5 ⑤には、違反内容を記載すること。
- 6 ⑥には、違反を証する書面（措置命令書（写）、特殊車両取締調書（写）、特殊車両通行許可証（写）、是正指導書（写）、改善報告書（写）、写真等）を添付し、その資料の名称を記載すること。

告 発 状			
告 発 人	道路管理者	印	
被告発人	住 所		
	氏 名		
	職 業		年 齢
	所属会社名		
①	被告発人 所在地	}	
	法人の名称		
	(代表者氏名)		
<p>被告発人 は、年 月 日 時 分頃 県 市 町 地 先② 線を道路法③ に違反して車両 (番号④) 車両型式 積載貨 物) を通行させていたものである。</p> <p>かかる行為は、道路法第 102 条第 1 号に該当するものであるので告発する。</p> <p>① 被告発人 は、同 (法) 人の業務に関し、同 (法) 人の代表者又は同 (法) 人の代理人、使用人その他の従業者である上記被告発人が上記違反行為をしていることから、道路法第 105 条に該当するものとして、告発する。(なお、上記被告発人が上記違反行為をしてい ① るにもかかわらず、また、被告発人 に対する再三の是正指導にもかかわらず、改善されず違反行為が繰り返し行われたものであり、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督を尽くさなかつたものである。)</p>			
添付書類	1		
⑤	2		
	3		
	年 月 日		
	県警察本部	警察署長	
			殿

(備考)

- 1 道路法第 47 条第 2 項又は同法第 47 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が付した条件に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第 105 条 (いわゆる「両罰規定」) に該当する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、違反を証する書面 (措置命令書 (写)、特殊車両取締調書 (写)、特殊車両通行許可証 (写)、是正指導書 (写)、改善報告書 (写)、写真等) を添付し、その資料の名称を記載すること。

告 発 状			
告 発 人	道路管理者	印	
被告発人	住 所		
	氏 名		
	職 業		年 齢
	所属会社名		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>① 被告発人 所在地 法人の名称 (代表者氏名)</p> </div> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; width: 50px;"></div> </div>			
<p>被告発人 は、 年 月 日 時 分頃 県 市 町 地 先② 線を道路法③ に違反して車両(番号④ 車両型式 積載貨物)を 通行させていたので、道路管理者(道路監理員)⑤ が道路法第47条の3第1項の規定に基 づき当該車両の⑥ を命じたが、この命令に違反して通行を継続したものである。 かかる行為は、道路法第101条第5号に該当するものであるので告発する。</p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>① 被告発人 は、同(法)人の業務に関し、同(法)人の代表者又は同(法)人の代理 人、使用人その他の従業者である上記被告発人が上記違反行為をしていることから、道路法 第105条に該当するものとして、告発する。(なお、上記被告発人が上記違反行為をしてい るにもかかわらず、また、被告発人 ① に対する再三の是正指導にもかかわらず、改善さ れず違反行為が繰り返し行われたものであり、当該違反行為を防止するため、当該業務に対 し相当の注意及び監督を尽くさなかつたものである。)</p> </div>			
添付書類	1		
	⑦		
	2		
	3		
	年 月 日		
	県警察本部	警察署長	
			殿

(備考)

- 1 道路法第47条の3第1項の規定に基づく道路管理者の措置命令に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第105条(いわゆる「両罰規定」)に該当する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、措置命令を行つた道路管理者(道路監理員)の氏名を記載すること。
- 7 ⑥には、措置命令の内容を記載すること。
- 8 ⑦には、違反を証する書面(措置命令書(写)、特殊車両取締調書(写)、特殊車両通行許可証(写)、是正指導書(写)、改善報告書(写)、写真等)を添付し、その資料の名称を記載すること。

	第 年	月	号 日
国土交通省道路局長 殿 (道路交通管理課長)			
道路管理者			印
道路法違反者に対する特殊車両通行許可の取消しについて (報告)			
県 市① 線において、道路法第② 条第 項の規定に違反し て車両を通行させた者の特殊車両通行許可を 年 月 日取り消したの で下記のとおり報告する。			
記			
1 処分庁	道路管理者名		
2 取消し処分を受けた者	住所 氏名	}	
	所属会社 所在地 名称 代表者		
3 許可取消し通知書	別添写のとおり		
4 違反状況及び許可の取消しに至った経緯	別添のとおり		
5 添付書類			

(備考)

- 1 ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 2 ②には、違反条項を記載すること。

			第		号
			年	月	日
国土交通省道路局長 (道路交通管理課長)	殿				
		道路管理者			印
道路法違反者に対する告発について (報告)					
県	市①	線において、道路法第②	条第	項の規定に違反して	
車両を通行させた者等を、	年	月	日	県警察本部	警察署長に告発し
たので下記のとおり報告する。					
記					
1 告発人	道路管理者				
2 被告発人	住所				
③	氏名				年齢
	職業				
	所属会社名				
3 告発状	別添写のとおり				
4 違反状況及び告発に至った経緯	別添のとおり				
5 添付書類					

(備考)

- 1 ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 2 ②には、違反条項を記載すること。
- 3 ③には、被告発人が複数ある場合は、これを列挙すること。